

柏崎・刈羽地域の事業場における従業員の健康づくりの取組を「職場の元気応援隊」がサポートいたします。各チェック項目の番号の関係機関または、最寄りの組織・団体までお気軽にお尋ねください。相談内容によっては、最も専門とする組織・団体に引き継ぐ場合もあり、その際は、相談内容をまとめ、元気応援隊内で情報を共有させていただきます。

番号	名称	主な内容	電話
1	柏崎商工会議所	会員の相談指導・専門家の派遣、相談窓口の紹介	0257-22-3161
2	柏崎市商工会		0257-47-2086
3	刈羽村商工会		0257-45-2386
6	長岡労働基準監督署	法律の遵守に関する相談 (健康診断、ストレスチェックの実施・報告等)	0258-33-8711
7	柏崎労働基準協会	労働安全衛生に関する相談、各種技能講習・研修会等の受講	0257-24-4469
8	柏崎地域産業保健センター	従業員50人未満の事業場の主な相談窓口です。 小規模(従業員50人未満)事業場の健康管理、医師による健診後の面接指導、健康相談・指導等	0257-21-9200
9	新潟産業保健総合支援センター	産業保健全般(メンタルヘルス含む)に関する研修・相談対応、関連図書の貸し出し等	025-227-4411
10	柏崎市刈羽郡医師会 メジカルセンター	【健(検)診実施機関】 法定健診・がん検診等の申込み、健診結果についての問合せ	0257-35-4005
11	新潟県労働衛生医学協会 柏崎検診センター	【健(検)診実施機関】 法定健診・がん検診等の申込み、保健指導等の実施の相談	0257-22-5665
12	全国健康保険協会 (協会けんぽ)新潟支部	協会けんぽ加入事業所の各種がん検診を含む生活習慣病予防健診、保健指導、健康経営の支援等。健診は健診機関へ直接申込を。	025-242-0264
13	柏崎市役所(元気館)	柏崎市民のがん検診・特定健診(国民健康保険)・歯周病検診等の受診、健康講座の講師紹介等、健康・こころの相談、健康教育媒体の貸し出し等	0257-20-4210
14	刈羽村役場	刈羽村民のがん検診・特定健診(国民健康保険)等の受診、健康講座の講師紹介等、健康・こころの相談、健康教育媒体の貸し出し等	0257-45-3916
15	新潟県柏崎地域振興局健康福祉部(柏崎保健所)	職場の受動喫煙防止対策、健康講座の講師紹介等、健康・こころの相談窓口の紹介等	0257-22-4112

★労働安全衛生法に基づく「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」を参考にご覧ください。

⇒ <https://www.mhlw.go.jp/content/000616407.pdf>



「職場の元気応援隊」は、柏崎・刈羽地域の事業場における従業員の健康づくりを応援する産業保健・地域保健の関係機関のネットワークです。内容に応じて、担当する関係機関がご相談に対応いたします。

★詳しくはホームページをご覧ください。

柏崎 職場の元気応援隊



「職場の元気応援隊」に関する問合せ先 : 新潟県柏崎地域振興局健康福祉部(電話 0257-22-4112)

柏崎・刈羽地域の事業場における健康で快適に働ける職場づくりのための

## 自主点検票の活用方法

自主点検票を用い 職場の状況を確認

改善項目について

- 最寄りの 元気応援隊に相談
- 裏面の問合せ・相談先に相談

最適な相談先を紹介され、支援を受ける【完結】

具体的な支援を受ける【完結】

点検票は労働者が50人未満と50人以上のものがあります。自主点検票は事業場が保管してください。

相談先の元気応援隊の組織・機関では、相談内容の取扱いについて同意がある場合、相談内容を記録に残します。ただし、事業場名など個人情報は未記入です。

# 健康で快適にはたらける職場づくりのための 自主点検票

労働安全衛生や健康づくりの取組状況をチェックして○×を記入し、確認してみましょう。

記入日： 令和 年 月 日

## 労働者50人未満の事業場の場合

裏面

◆健康の保持増進	実施義務○ 努力義務△ 望ましい事項★	チェック	問合せ 相談先
従業員に毎年、定期健康診断等を実施している	○		(健診の申込等 10、11) 8、9、12、6
有害業務に従事する従業員に、特殊健診を実施している	○		
健診の結果を従業員に通知している	○		
健診の結果、有所見者に対し、医師等から意見を聴いている	○		8、9、6
医師等からの意見を参考に作業の転換など、就業上の措置をとっている	○		
健診結果で、再検査・要精密検査・要医療となった労働者に受診勧奨している	△		8、9、12 健診を受診した機関 (10、11)
健診結果に異常な所見がある従業員に、医師又は保健師による保健指導を実施している、または、したことがある	△		
従業員の健康課題に応じて、従業員自らが健康の保持増進に努めるよう、健康教育（健康講話、情報提供等）や健康相談を実施している、または、したことがある	△		8、9 13、14、15
健診結果は、5年または一定期間保管している	○		8、9、6
長時間労働者への医師による面接指導を実施している	○		
ストレスチェック、高ストレス者への医師による面接指導を実施している	△		9、6
従業員のメンタルヘルス対策に取り組んでいる（健康教育・情報提供等）	★		8、9
<b>◆がん・たばこ対策</b>			
屋内を禁煙にしている、または、基準を満たす喫煙専用室でのみ喫煙可としている	○		15
「職場における受動喫煙防止のためのガイドライン※」に従い従業員の受動喫煙を防止する措置を講じている <small>※令和元年7月1日 基発0701第1号</small>	△		
がん検診を従業員が受診しやすいような取組（受診の機会の提供、啓発・情報提供等）をしている	★		12、13、14 (検診実施機関 10、11)
がん検診（胃・肺・大腸・乳・子宮がん）を実施している	★		
<b>◆職場の管理体制について</b>			
安全や衛生に関する事について、従業員の意見を聴く機会を設けている	○		8、9、6
衛生推進者（該当する法定業種は安全衛生推進者）を選任している（従業員10人以上の場合）	○		8、6
従業員の作業環境管理、作業方法の改善、心身の疲労回復を図るため快適な職場環境整備を行っている	△		8、9、6

## 労働者50人以上の事業場の場合

裏面

◆健康の保持増進	実施義務○ 努力義務△ 望ましい事項★	チェック	問合せ 相談先
従業員に毎年、定期健康診断等を実施している	○		(健診の申込等 10、11) 9、12、6
有害業務に従事する従業員に、特殊健診を実施している	○		
健診の結果を従業員に通知している	○		
健診の結果、有所見者に対し、医師等から意見を聴いている	○		9、6
医師等からの意見を参考に作業の転換など、就業上の措置をとっている	○		
健診結果で、再検査・要精密検査・要医療となった労働者に受診勧奨している	△		9、12 健診を受診した 機関(10、11)
健診結果に異常な所見がある従業員に、医師又は保健師による保健指導を実施している、または、したことがある	△		
従業員の健康課題に応じて、従業員自らが健康の保持増進に努めるよう、健康教育（健康講話、情報提供等）や健康相談を実施している、または、したことがある	△		9 13、14、15
健診結果は、5年または一定期間保管している	○		9、6
高ストレス者、長時間労働者への医師による面接指導を実施している	○		
ストレスチェックを実施している	○		9、6
<b>◆がん・たばこ対策</b>			
屋内を禁煙にしている、または、基準を満たす喫煙専用室でのみ喫煙可としている	○		15
「職場における受動喫煙防止のためのガイドライン※」に従い従業員の受動喫煙を防止する措置を講じている <small>※令和元年7月1日 基発0701第1号</small>	△		
がん検診を従業員が受診しやすいような取組（受診の機会の提供、啓発・情報提供等）をしている	★		12、13、14 (検診実施機関 10、11)
がん検診（胃・肺・大腸・乳・子宮がん）を実施している	★		
<b>◆職場の管理体制について</b>			
衛生管理者を選任している（該当する法定業種は安全管理者も選任）	○		9、6
衛生委員会を設置し、月1回以上開催している（該当する法定業種等は安全委員会も設置）	○		6
従業員の作業環境管理、作業方法の改善、心身の疲労回復を図るため快適な職場環境整備を行っている	△		9、6